

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第12条 本業務における業務内容は、次のとおりとする。

1. 設計計画

業務の目的・趣旨を把握した上で、業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

2. 資料収集整理・現地踏査

本川堤防の計画資料・土質調査結果等を収集整理し、その内容を把握した上で現地踏査を実施する。また、浸透流解析に必要となる那賀川の河道計画に関する資料・水文資料等を収集整理する。

3. 基礎工詳細設計

本川堤防特殊堤区間 (No. 8～27付近) の護岸 (もたれ式擁壁) の基礎工詳細設計を行う。土質試験は別途業務にて実施し、試験結果 (平板載荷試験、三軸圧縮試験等) は発注者から提供する。業務内容は次のとおりとする。

(1) 設計条件の確認

最新の土質試験結果の内容を把握し、基礎工の設計条件 (基礎地盤の支持力・内部摩擦角) を確認する。

(2) 円弧すべり計算

土質試験結果に基づき、護岸 (もたれ式擁壁) の施工時及び完成時の円弧すべり計算を行い、背後地を含めた護岸全体の安定性の確認を行う。

(3) 最適工法の決定

円弧すべり計算結果及び計画箇所周辺の状況を踏まえ、基礎工法の最適案を比較検討 (背後地への影響・経済性・施工性等) により決定する。その検討結果を、設計図面・数量計算に反映する。

4. 浸透流解析

本川堤防の浸透流解析を行い、常時及び洪水時のパイピング及びすべり破壊に対する安全性の照査を行う。業務内容は次のとおりとする。

(1) 解析条件の整理

基礎地盤の土質状況・計画堤防の断面形に応じて、一連区間の細分及び計画断面を決定する。地質調査結果に基づき、浸透流解析・円弧すべり計算に必要な土質定数の設定を行う。既往の水文資料を収集整理し、浸透流解析に必要となる計画降雨量及び水位波形の設定を行う。

(2) 浸透流解析及び円弧すべり

土堤区間の2断面について、土堤のみの状態 (浸透対策無し) での浸透流解析・円弧すべり計算を行い、パイピング及びすべり破壊に対する安全性照査を行う。必要な安全性を満足しない場合、遮水シート・ドレーン工等の浸透対策工の検討を行う。その検討結果を設計図・数量計算に反映する。

(3) 解析結果とりまとめ

前項の検討結果をとりまとめる。

5. 排水工設計

本川堤防の2箇所 (No. 54～60付近、No. 67～73付近) について、隣接地の利用形態等に配慮し、堤脚水路及び取合部の詳細設計を行う。

6. 陸閘詳細設計

管理用通路 (No. 25+10m付近) に必要となる陸閘2基について、詳細設計を行う。

(1) 基本事項の決定

詳細設計の実施に当たり、発注者及び関係機関 (那賀町役場) と協議の上、基本事項を決定する。

(2) 構造計算

構造計算を実施し、設計水位等に対する各部材の安定性を確認する。

7. 設計図

前項までの検討結果を踏まえて、工事発注に必要な設計図面を作成する。

8. 数量計算

数量算出要領に基づき、数量計算書を作成する。

9. 概算工事費算出

設計図面・数量計算書（※）と、徳島県土木工事標準積算基準書を基に本川堤防全体（中心線延長L=1528 m）の概算工事費を算定する。

※過年度設計業務及び本業務で作成した設計図面・数量計算書。

10. 照査

業務着手時・基本事項決定時・成果作成時等、適切な区切りにおいて照査を行い、その結果を照査報告書にとりまとめる。

11. 報告書作成

業務の内容、検討過程、結論を記載した報告書を作成する。